

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4174991号
(P4174991)

(45) 発行日 平成20年11月5日(2008.11.5)

(24) 登録日 平成20年8月29日(2008.8.29)

(51) Int.Cl.

A 63 F 5/04 (2006.01)

F 1

A 63 F 5/04 512 C

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2002-11044 (P2002-11044)
 (22) 出願日 平成14年1月21日 (2002.1.21)
 (65) 公開番号 特開2003-210651 (P2003-210651A)
 (43) 公開日 平成15年7月29日 (2003.7.29)
 審査請求日 平成17年1月14日 (2005.1.14)

(73) 特許権者 000144522
 株式会社三洋物産
 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号
 (74) 代理人 110000017
 特許業務法人アイテック国際特許事務所
 (72) 発明者 岡村 鉉
 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号 株式会社サンスリー内
 審査官 池谷 香次郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊技機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

本体に対して前面扉が開閉可能に取り付けられた遊技機において、前記本体の両側面板を貫通するように設けられた貫通穴と、前記本体の内部に取り付けられ、前記貫通穴を前記本体の内部から塞ぐ貫通穴閉塞部を有する内部部材とを備え、

前記内部部材は所定の部品を支持する支持板部材であり、前記貫通穴閉塞部はフランジであり、前記支持板部材は前記本体の底面と略平行であって前記所定の部品を載置する支持面を有し、前記フランジは前記支持面のうち前記両側面板に当接する箇所にて上下方向に屈曲して設けられている、

遊技機。

【請求項 2】

前記支持板部材は、前記フランジにて前記両側面板に締結されている、請求項1に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記貫通穴は取っ手穴であり、前記支持板部材はリールユニットを支持する部材である、請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項 4】

前記貫通穴は取っ手穴であり、前記フランジは前記取っ手穴と略合致する位置に内向き

に凹んだ指挿入部を備えている、請求項1～3のいずれかに記載の遊技機。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、遊技機に関し、詳しくは、本体に対して前面扉が開閉可能に取り付けられた遊技機に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、この種の遊技機としては、本体の両側面板を貫通するように貫通穴が設けられたものが知られている。この貫通穴としては、例えば遊技機を運搬する際に作業者が指を引っかけるための取っ手穴がある。ところで、遊技者の中には遊技機内部を不正に変更して遊技を行う不正行為者がいるが、このような不正行為者が貫通穴を利用して不正に遊技機内部を操作するのを防止するために、本体の内側から目隠し板でこの貫通穴を塞いでいる。

10

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、貫通穴を塞ぐための専用の目隠し板を用意する必要があり、部品点数が嵩むという問題があった。

【0004】

本発明は上記課題に鑑みなされたものであり、部品点数を増やすことなく貫通穴を塞ぐことのできる遊技機を提供することを目的の一つとする。

20

【0005】

【課題を解決するための手段およびその作用・効果】

本発明の遊技機は、上述の目的を達成するために以下の手段を探った。

【0006】

手段1．本体に対して前面扉が開閉可能に取り付けられた遊技機において、前記本体の両側面板を貫通するように設けられた貫通穴と、前記本体の内部に取り付けられる内部部材とを備え、

前記内部部材が前記貫通穴を前記本体の内側から塞ぐようにした遊技機。

【0007】

30

この遊技機では、本体の内部に取り付けられる内部部材が貫通穴を本体の内側から塞ぐようにしたため、部品点数を増やすことなく貫通穴を塞ぐことができる。なお、「内部部材」とは、遊技機の内部に取り付けられる部材であれば特に限定されるものではない。

【0008】

手段2．前記内部部材は、金属製である手段1記載の遊技機。こうすれば、不正行為者が内部部材によって塞がれた貫通穴をこじ開けようとしても、容易にこじ開けることができない。

【0009】

手段3．前記内部部材は、前記貫通穴を前記本体の内部から塞ぐ貫通穴閉塞部を備えている手段1又は2記載の遊技機。こうすれば、内部部材に貫通穴を本体の内側から塞ぐ貫通穴閉塞部を設けたため、部品点数を増やすことなく貫通穴を塞ぐことができる。

40

【0010】

手段4．前記内部部材は所定の部品を支持する支持板部材であり、前記貫通穴閉塞部はフランジである手段3記載の遊技機。こうすれば、支持板部材に貫通穴を塞ぐようにフランジを設けることにより、比較的簡単に貫通穴を塞ぐことができる。なお、「所定の部品」とは、遊技機の内部に取り付けられる部品であれば特に限定されるものではない。

【0011】

手段5．前記支持板部材は、前記本体の底面と略平行であって前記所定の部品を載置する支持面を有し、前記フランジは、前記支持面のうち前記両側面板に当接する箇所にて上下方向に屈曲して設けられている手段4記載の遊技機。こうすれば、支持板部材の支持面の

50

一部を延ばすことにより簡単にフランジを形成することができる。

【0012】

手段6. 前記支持板部材は、前記所定の部品を支持するのに支障にならない切欠又は通孔を有している手段4又は5記載の遊技機。こうすれば、支持板部材が軽くなるため、ひいては遊技機全体の重量が軽くなる。

【0013】

手段7. 前記支持板部材は、前記フランジにて前記両側面板に締結されている手段4～6のいずれかに記載の遊技機。こうすれば、支持板部材をフランジにて本体の両側面板に締結すると同時に貫通穴を塞ぐことができる。

【0014】

手段8. 前記フランジは、少なくとも前記貫通穴の前方位置及び後方位置にて前記側面板に締結されている手段4～7のいずれかに記載の遊技機。こうすれば、支持板部材をフランジにて本体の両側面板に確実に締結できるし貫通穴も確実に塞ぐことができる。

【0015】

手段9. 前記貫通穴は取っ手穴であり、前記支持板部材はリールユニットを支持する部材である手段4～8のいずれかに記載の遊技機。リールユニットの下面は取っ手穴とほぼ同じ高さのことが多いため、リールユニットを支持する支持板部材にフランジを設けてそのフランジで取っ手穴を塞ぐのが好適である。

【0016】

手段10. 前記貫通穴は取っ手穴であり、前記フランジは前記取っ手穴と略合致する位置に内向きに凹んだ指挿入部を備えている手段4～9のいずれかに記載の遊技機。こうすれば、運搬作業時に作業者が指を取り手穴に引っかけやすくなる。

【0017】

手段11. 前記貫通穴は取っ手穴である手段1～8のいずれかに記載の遊技機。こうすれば、部品点数を増やすことなく取っ手穴を塞ぐことができる。

【0018】

手段12. 手段1～11のいずれかに記載の遊技機であって、前記遊技機はスロットマシンである遊技機。こうすれば、スロットマシンにおいて手段1～11のいずれかの作用効果が得られる。例えばスロットマシンの基本構成としては、「遊技状態に応じてその遊技状態を識別させるための複数の識別要素からなる識別要素列を変動表示した後に識別要素を確定表示する表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別要素の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因してあるいは所定時間経過することにより識別要素の変動が停止され、その停止時の確定識別要素が特定識別要素であることを必要条件として遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備える遊技機」を挙げることができる。この場合、遊技媒体はコイン、メダル等が代表例として挙げられる。こうしたスロットマシンにおいて、少なくとも多数個の遊技媒体例えばコイン、メダル等を取得できる遊技者に有利な状態である特別遊技状態（大当たり状態）と遊技媒体を消費する遊技者に不利な状態である通常遊技状態とが存在するものとすることもできる。

【0019】

手段13. 手段1～11（手段9を除く）のいずれかに記載の遊技機であって、前記遊技機はパチンコ機である遊技機。こうすれば、パチンコ機において手段1～11（手段9を除く）のいずれかの作用効果が得られる。例えばパチンコ機の基本構成としては、操作ハンドルを備えておりそのハンドル操作に応じて遊技球を所定の遊技領域に発射させ、遊技球が遊技領域内の所定の位置に配置された作動口に入賞することを必要条件として表示手段における識別要素の変動表示が開始すること、また、特別遊技状態発生中には遊技領域内の所定の位置に配置された入賞口が所定の態様で開放されて遊技球を入賞可能として、その入賞個数に応じた有価価値（景品球のみならず、磁気カードへの書き込む等も含む）が付与されること等が挙げられる。なお、こうしたパチンコ機には、少なくとも多数個の遊技球を取得できる遊技者に有利な状態である特別遊技状態（大当たり状態）と、遊技球を

10

20

30

40

50

消費する遊技者に不利な状態である通常遊技状態とが存在するものとすることもできる。

【0020】

手段14. 手段1～11のいずれかに記載の遊技機であって、前記遊技機はパチンコ機とスロットマシンとを融合させてなる遊技機。このパチンコ機とスロットマシンとを融合させた遊技機の基本構成としては、「遊技状態に応じてその遊技状態を識別させるための複数の識別要素からなる識別要素列を変動表示した後に識別要素を確定表示する表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別要素の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因してあるいは所定時間経過することにより識別要素の変動が停止され、その停止時の確定識別要素が特定識別要素であることを必要条件として遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備え、遊技媒体として遊技球を使用すると共に識別要素の変動開始に際しては所定数の遊技球を必要とし、特別遊技状態の発生に際しては多くの遊技球が払い出されるよう構成されてなる遊技機」を挙げることができる。こうした遊技機には、少なくとも多数個の遊技球を取得できる遊技者に有利な状態である特別遊技状態（大当たり状態）と、遊技球を消費する遊技者に不利な状態である通常遊技状態の2種類の遊技状態とが存在するものとすることもできる。10

【0021】

手段12～14に記載したように、本発明の遊技機としては、パチンコ機やスロットマシン、パチンコ機とスロットマシンとを融合させてなる遊技機などを挙げができるが、この他、種々の遊技機に適用することもできる。20

【0022】

【発明の実施の形態】

次に、本発明の好適な一実施形態を説明する。図1は本実施形態であるスロットマシン10の前面扉12を閉じた状態の斜視図であり、図2はスロットマシン10の前面扉12を開いた状態の斜視図である。

【0023】

スロットマシン10は、前面扉12がその左辺を回動軸として本体11に回動可能に取り付けられ、前面扉12を閉じた状態で施錠装置20により本体11と前面扉12とを施錠できるようになっている。前面扉12には、遊技の進行に伴い点灯したり点滅したりする上部ランプ13と、遊技の進行に伴い種々の効果音を鳴らしたり遊技者に遊技状態を報知したりするスピーカ14, 14と、各種表示内容を表示する液晶ディスプレイ15と、左回胴Lと中回胴Mと右回胴Rをそれぞれ透視可能な露出窓31L, 31M, 31R、メダルのベット数に応じて点灯する5つのベットランプ32, 33, 33, 34, 34, クレジット枚数表示部35, ゲーム数表示部36, 払出枚数表示部37などが設けられた遊技パネル30と、略中段付近にて各種ボタン51, 53～56, 61～63やスタートレバー52やメダル投入口57が設けられた操作部50と、機種名や遊技に関わるキャラクタなどが表示された下段プレート16と、メダル払出口17から払い出されたメダルを受けるメダル受け皿18などが装着されている。また、スロットマシン10の内部には、図2に示すように、電源スイッチ81やリセットスイッチ82や設定キー挿入孔83などが配置された電源ボックス85、メダルを貯留する補助タンク87とこの補助タンク87内のメダルを払出用通路92に通じる開口93を介してメダル払出口17へ払い出す払出装置88とから構成されたホッパ86、液晶ディスプレイ15の表示を制御する表示用制御装置94、スロットマシン10の遊技を制御する主制御装置70などが装着されている。30

【0024】

操作部50の前面部には、クレジット機能の有効・無効を切り替えるクレジットボタン51と、遊技開始時に操作するスタートレバー52と、各回胴の回転を止めるストップボタン53, 54, 55と、メダルの詰まりを解消する返却ボタン56が設けられ、操作部50の水平段部にはメダルを投入するメダル投入口57と、1枚のメダルをベットする1枚ベットボタン61と、2枚のメダルをベットする2枚ベットボタン62と、最大枚数のメダルをベットするマックスベットボタン63が設けられている。40

【 0 0 2 5 】

本体 1 1 の内部の略中段には、左側面板 1 1 2 から右側面板 1 1 4 に亘ってリールユニット支持板部材 1 3 0 が架け渡され、このリールユニット支持板部材 1 3 0 にはリールユニット 1 5 0 が載置されている。リールユニット 1 5 0 は、各回胴 L , M , R と、回胴 L , M , R の前面側を露出した状態で取り囲むカバー 1 5 1 と、各回胴 L , M , R の内側に配置され各回胴 L , M , R を回転駆動する図示しないステッピングモータなどを備えている。

【 0 0 2 6 】

次に、この支持板部材 1 3 0 について詳細に説明する。図 3 は本体 1 1 にリールユニット支持板部材 1 3 0 を取り付けるときの組付斜視図、図 4 は本体 1 1 にリールユニット支持板部材 1 3 0 を取り付けたあとの斜視図である。

10

【 0 0 2 7 】

スロットマシン 1 0 の本体 1 1 は、図 3 及び図 4 に示すように、底面板 1 1 0 の左右両端にそれぞれ左側面板 1 1 2 及び右側面板 1 1 4 が立設され、両側面板 1 1 2 , 1 1 4 の上端同士が上面板 1 1 6 で架け渡され、底面板 1 1 0 , 両側面板 1 1 2 , 1 1 4 及び上面板 1 1 6 で囲まれた空間のうち背面に背面板 1 1 8 が嵌め込まれている。両側面板 1 1 2 , 1 1 4 には、それぞれ左取っ手穴 1 2 2 及び右取っ手穴 1 2 4 が貫通して設けられている。両取っ手穴 1 2 2 , 1 2 4 は、いずれも前後方向に長い略長方形状の穴であり、スロットマシン 1 1 の高さの略中間位置に設けられている。

【 0 0 2 8 】

20

リールユニット支持板部材 1 3 0 は、板金製であり、底面板 1 1 0 に略平行となるように左側面板 1 1 2 から右側面板 1 1 4 に亘って形成された支持面 1 3 1 を有しており、前述したリールユニット 1 5 0 (図 2 参照) をこの支持面 1 3 1 にて支持するものである。この支持面 1 3 1 には、リールユニット 1 5 0 を支持するのに支障にならないように、左奥と右奥に切欠 1 4 0 , 1 4 2 が形成され、左、中、右の 3 箇所に丸穴 1 4 4 , 1 4 6 , 1 4 8 が形成されている。

【 0 0 2 9 】

また、リールユニット支持板部材 1 3 0 は、支持面 1 3 1 のうち左側面板 1 1 2 に当接する箇所を上向きに屈曲して設けた左側面フランジ 1 3 2 と、支持面 1 3 1 のうち右側面板 1 1 4 に当接する箇所を上向きに屈曲して設けた右側面フランジ 1 3 4 と、支持面 1 3 1 のうち背面板 1 1 8 に当接する箇所を上向きに屈曲して設けた背面フランジ 1 3 8 を備えている。このリールユニット支持板部材 1 3 0 は、左側面フランジ 1 3 2 及び右側面フランジ 1 3 4 がそれぞれ左取っ手穴 1 2 2 及び右取っ手穴 1 2 4 を本体 1 1 の内側から塞ぎ且つ背面フランジ 1 3 8 が背面板 1 1 8 に当接した状態で、左側面フランジ 1 3 2 が左側面板 1 1 2 に、右側面フランジ 1 3 4 が右側面板 1 1 4 に、背面フランジ 1 3 8 が背面板 1 1 8 にそれぞれ図示しない固定ネジで締結されている。なお、固定ネジは、左取っ手穴 1 2 2 の前方位置及び後方位置に設けられたネジ穴 1 2 2 a , 1 2 2 b にねじ込まれ、また、右取っ手穴 1 2 4 の前方位置及び後方位置に設けられたネジ穴 1 2 4 a , 1 2 4 b にねじ込まれる。

30

【 0 0 3 0 】

40

以上詳述した本実施形態のスロットマシン 1 0 によれば、本体 1 1 の内部にてリールユニット 1 5 0 を支持するリールユニット支持板部材 1 3 0 に左取っ手穴 1 2 2 及び右取っ手穴 1 2 4 を本体 1 1 の内側から塞ぐ左側面フランジ 1 3 2 及び右側面フランジ 1 3 4 を設けたため、部品点数を増やすことなく両取っ手穴 1 2 2 , 1 2 4 を塞ぐことができる。

【 0 0 3 1 】

また、リールユニット支持板部材 1 3 0 は板金製つまり金属製であるため、不正行為者が各フランジ 1 3 2 , 1 3 4 で塞がれた各取っ手穴 1 2 2 , 1 2 4 をこじ開けようとしても、容易にこじ開けることができない。

【 0 0 3 2 】

更に、一般にリールユニット 1 5 0 の下面は両取っ手穴 1 2 2 , 1 2 4 とほぼ同じ高さで

50

あるため、リールユニット支持板部材130を利用して、リールユニット支持板部材130の支持面131の一部を延ばすことにより簡単に左側面フランジ132及び右側面フランジ134を形成することができる。

【0033】

更にまた、リールユニット支持板部材130は、リールユニット130を支持するのに支障にならない切欠140, 142及び丸穴144, 146, 148を有しているため、リールユニット支持板部材130が軽くなり、ひいてはスロットマシン10の全体の重量が軽くなる。

【0034】

そしてまた、各フランジ132, 134は、各取っ手穴122, 124の前方位置及び後方位置にて各側面板112, 114に締結されているため、リールユニット支持板部材130を両フランジ132, 134にて本体11の両側面板112, 114に確実に締結できるし、両取っ手穴122, 124を確実に塞ぐこともできる。また、リールユニット支持板部材130を両フランジ132, 134にて本体11の両側面板112, 114に締結すると同時に両取っ手穴122, 124を塞ぐことができる。

【0035】

なお、本発明は上述した実施形態に何等限定されるものではなく、本発明の技術的範囲に属する限り、種々なる形態で実施し得ることは勿論である。

【0036】

例えば、上述した実施形態の各フランジ132, 134に、図5に示すように、各取っ手穴122, 124と略合致する位置に内向きに凹んだ指挿入部132a, 134aを設けてもよい。こうすれば、各取っ手穴122, 124の奥行きが広がり、運搬作業時に作業者が指を取っ手穴に引っかけやすくなる。

【0037】

また、上述した実施形態では、リールユニット150を支持するリールユニット支持板部材130を利用して両取っ手穴122, 124を塞いだが、リールユニット150以外に本体11の内部に取り付ける部品を支持する支持板部材を利用して両取っ手穴122, 124を塞いでもよいし、リールユニット150のカバー151の一部を延ばして両取っ手穴122, 124を塞いでもよい。。

【0038】

更に、上述した実施形態では、本発明をスロットマシンに適用した例について説明したが、本発明をパチンコ機に適用してもよいし、パチンコ機とスロットマシンとの融合機に適用してもよい。

【図面の簡単な説明】

【図1】スロットマシンの前面扉を閉じた状態の斜視図である。

【図2】スロットマシンの前面扉を開いた状態の斜視図である。

【図3】遊技機本体にリールユニット支持板部材を取り付けるときの斜視図である。

【図4】遊技機本体にリールユニット支持板部材を取り付けたあとの斜視図である。

【図5】他の実施形態のリールユニット支持板部材の斜視図である。

【符号の説明】

10...スロットマシン、11...本体、12...前面扉、110...底面板、112...左側面板、114...右側面板、116...上面板、118...背面板、122...左取っ手穴、122a, 122b...ネジ穴、124a, 124b...ネジ穴、124...右取っ手穴、130...リールユニット支持板部材、131...支持面、132...左側面フランジ、134...右側面フランジ、138...背面フランジ、140, 142...切欠、144, 146, 148...丸穴。

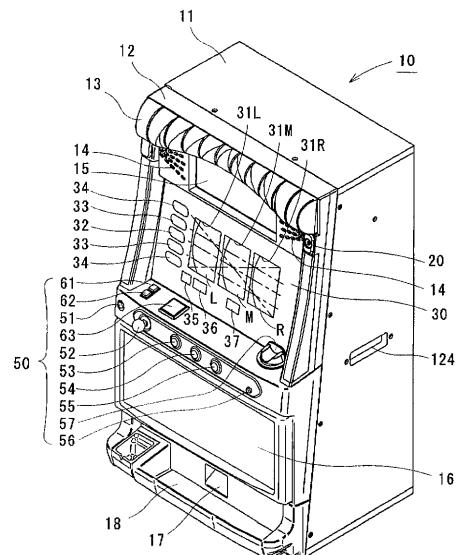
10

20

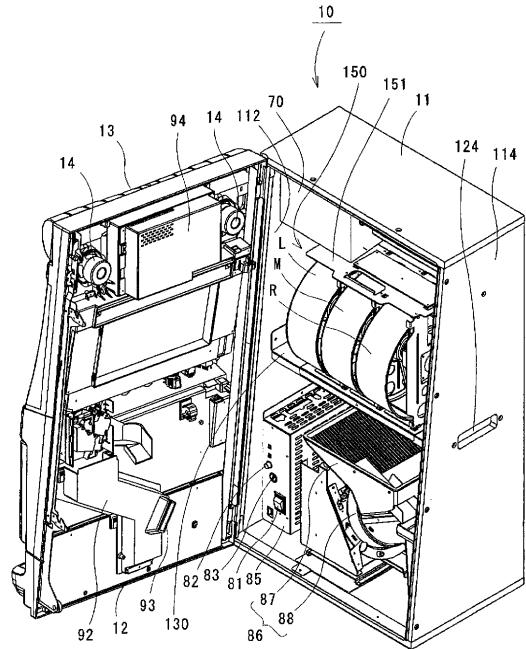
30

40

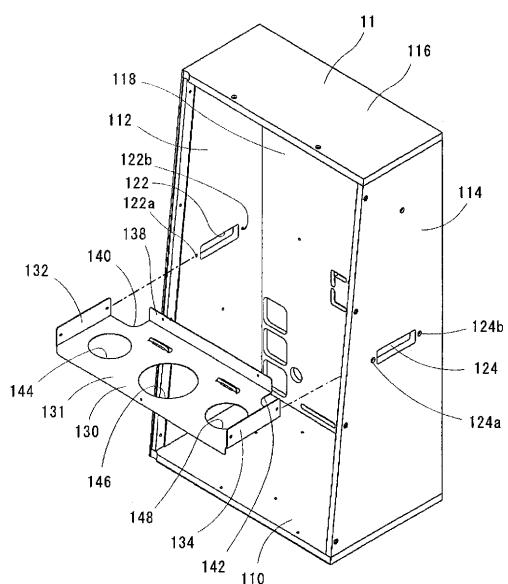
【図1】



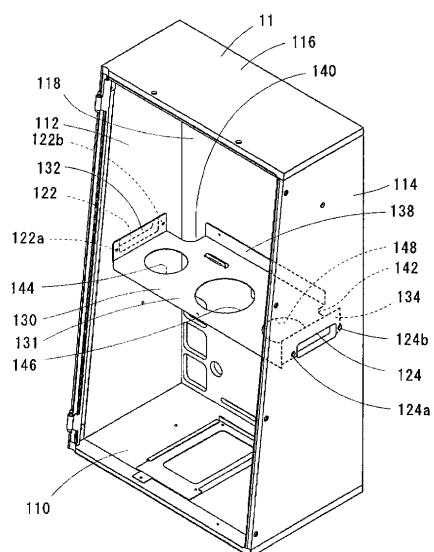
【図2】



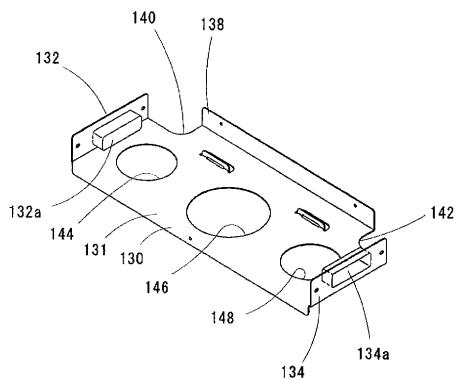
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平09-028485(JP,A)
特開2001-212287(JP,A)
特開2000-062888(JP,A)
特開2003-135654(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 5/04

A63F 7/02